

# 中野区災害廃棄物 処理計画<概要版> (令和8年3月改定)

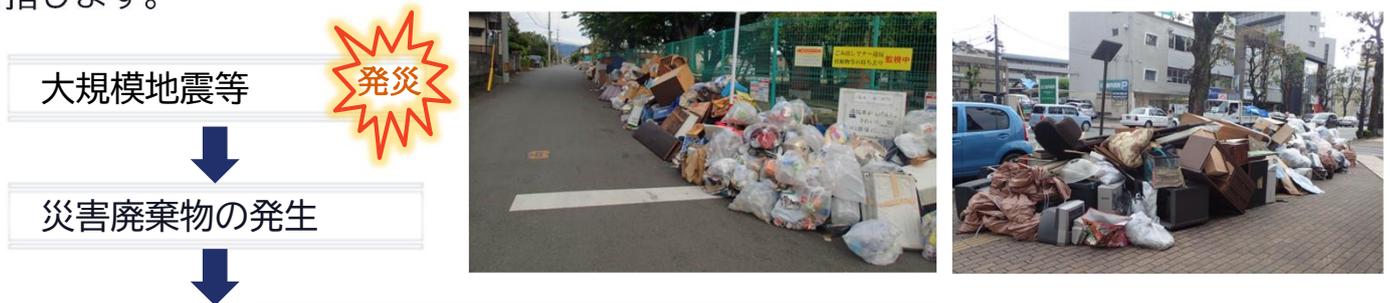


地震や水害などの大規模災害は、いつ発生するか分かりません。そのような状況の下、中野区では、大規模災害に備えて「**災害廃棄物**」を迅速・円滑に処理するための計画を策定しました。  
(令和8年3月改定)

## 早期の復旧・復興を目指して「災害廃棄物」を正しく処理します

大規模な地震や水害により倒壊した建物や浸水した家屋から大量に発生する「片付けごみ」や「解体廃棄物」、いわゆる「**災害廃棄物**」は、被害の規模に応じて**通常のごみとは異なる処理**をする必要があります。

中野区では、①～⑦の**処理方針**（下記）により災害廃棄物を処理し、早期の復旧・復興を目指します。



災害廃棄物

処理方針

- ① 衛生的な処理
- ② 安全性の確保
- ③ 分別・再生利用の推進
- ④ 環境に配慮した処理
- ⑤ 経済性に配慮した処理
- ⑥ 区民・ボランティアとの協力
- ⑦ 共同処理及び関係機関との連携



# 協力・連携して災害廃棄物の処理を進めます

災害廃棄物を迅速・円滑に処理していくためには、区や関係団体等及び区民のみなさんがそれぞれの役割を果たし、協力・連携することが大切です。

## ◆中野区

区内で発生した災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の運営等を行います。実施にあたっては、「中野区災害廃棄物処理実行計画」を策定します。

## ◆特別区（23区）

各区の災害廃棄物の収集・運搬を連携して行い、仮置場（二次仮置場）、仮設処理施設、資源化物一時保管場所等を共同設置して処理します。

## ◆東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）

各区内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を実施します。

## ◆東京二十三区清掃協議会

特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結事務等の連絡調整、管理、執行を実施します。

## ◆東京都

被害状況や対応状況等を踏まえた技術支援や各種調整を実施します。また、区の執行体制が喪失した場合などには、事務委託を受けて区に代わって直接、廃棄物処理を担うことがあります。

## ◆事業所

廃棄物の排出者として、被災事業所から出る廃棄物の分別や再生利用、資源化などに努め、適正に処理します。平時においては、使用予定のない機器類や粗大物の処分を行い、災害廃棄物の発生を抑制するよう努めます。

## ◆区民

自らの身の安全は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守るという防災の基本を自覚して、自ら災害に備える手段を講ずるよう努め、災害時には、早期の復旧・復興に向けて協力します。

また、災害廃棄物の適正な処理のために排出段階での分別徹底、排出ルールの厳守や処理の優先順位への理解・配慮など、廃棄物の排出者としての役割を果たすよう努めます。

## ◆ボランティアとの連携

活動内容等に関する情報提供等を行い、協力・連携を効果的に図るようにします。



それぞれの役割により協力・連携して災害廃棄物の処理を進めます。

# 中野区内で災害時に発生する廃棄物は？

災害時に発生する廃棄物は、大きく分けると、**災害廃棄物**（片付けごみ、解体廃棄物、避難施設等の仮設トイレからのし尿等）、**避難所ごみ等**（被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみ）です。また、災害時に発生する廃棄物以外にも通常の生活で家庭から出されるごみ等の処理もあわせて行う必要があります。

## ◆発生量推計

解体廃棄物等発生量 推計		411,505t
内訳	コンクリートがら	291,501t
	廃木材	48,250t
	金属片	11,934t
	その他(可燃)	6,775t
	その他(不燃)	53,045t

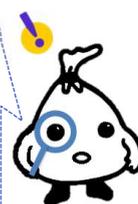
※道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれきを処理し、簡易な段差解消等により救援ルートを開けること

片付けごみと生活ごみ発生量推計(年間)		57,253t
内訳	燃やすごみ	47,858t
	陶器・ガラス・金属ごみ	2,571t
	資源プラスチック	2,400t
	粗大ごみ	4,423t

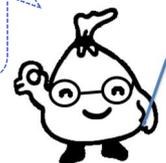
避難所ごみ発生量推計(1日)		14,060kg
内訳	燃やすごみ	13,021kg
	陶器・ガラス・金属ごみ	386kg
	資源プラスチック	653kg
し尿発生量推計(1日)		100,691ℓ

※避難所等に設置した仮設トイレから発生

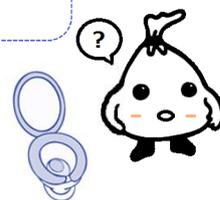
災害時に区内で出る解体廃棄物等は推計**41.2万t**で、中野区の家庭から出るごみ処理量の**約7年分**。できるだけ、速やかな処理が必要です。



災害の後は、**分別・収集ルールを変更**することも検討します。



必要と見込まれる仮設トイレは、**750基**と推計されます。



上記の推計は、**中野区の被害が最大**と見込まれる次の地震により算出しています※。

※「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議 令和4年5月公表）による

《地震の名称》多摩東部直下地震

《主な条件等》震源等：多摩東部、マグニチュード7.3、震源の深さ約30~45km  
発生時：冬18時発生、風速8m/秒

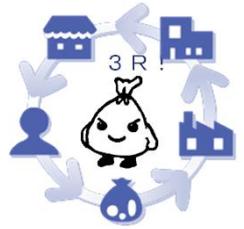
《被害の想定》建物被害：全壊1,035棟、火災消失：1,328棟

避難者数：48,402人

避難所避難者数：32,268人、避難所外避難者数：16,134人

# 災害時も、分別の徹底が重要です

災害廃棄物は、素材や特徴の異なるさまざまなものが混ざって大量に排出されるため、**直後からの分別の徹底**が迅速・円滑な処理及び早期の復旧・復興につながります。



	廃棄物の種類（内容・特徴）	留意事項等
	<p>▶ <b>コンクリートがら</b> 鉄筋コンクリート構造の建築物を解体する際に発生するコンクリート類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル先に搬出(可燃物・鉄筋類の除去・破碎等が必要)</li> </ul>
	<p>▶ <b>廃木材</b> 木造建築物等を解体する際に発生する廃木材や木製家具等の木質廃材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル先に搬出(釘・金具等の除去が必要)</li> <li>・<b>火災防止措置の検討が必要</b></li> </ul>
	<p>▶ <b>金属くず</b> 鉄骨構造の建築物等を解体する際に発生する鉄骨等や金属製家具等の金属類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却できる場合が多く処理先が確保しやすいため早期に搬出計画を準備</li> </ul>
	<p>▶ <b>可燃系混合物</b> 細かい木くずや紙類、繊維等を多く含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>腐敗・発酵が進むと火災発生の恐れあり</b></li> </ul>
	<p>▶ <b>不燃系混合物</b> プラスチック類や細かながれき、ガラス、陶磁器、家電等を多く含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法対象品目(次行参照)を除く</li> </ul>
	<p>▶ <b>廃家電等</b> 家電リサイクル法に基づく対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫。家電リサイクル券貼付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目等ごとに整理</li> <li>・<b>腐敗防止のため、冷蔵庫等の内部の生鮮食品等は除去</b></li> </ul>
	<p>▶ <b>廃自動車</b> 被災により使用不可となった自動車、自動二輪車、原動機付自動車(自動車リサイクル法に則り処理。所有者に引き渡すまで保管)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の意思を確認</li> <li>・<b>電気自動車、ハイブリッド自動車等は、感電の危険性あり</b></li> </ul>
	<p>▶ <b>危険物・有害物</b> 乾電池、リチウムイオン電池類、バッテリー類、蛍光灯、消火器、太陽光パネル、ガスボンベ、PCB廃棄物、アスベスト等の危険物及び有害物、感染性廃棄物等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種類ごとに適正に分別保管・管理</li> <li>・<b>専門業者等により早期に処理</b></li> </ul>
	<p>▶ <b>腐敗性廃棄物</b> 布団類、畳類、冷蔵庫内の生鮮食品、避難所での残飯等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗で悪臭や害虫、発酵による火災の恐れあり</li> <li>・<b>分別保管して優先処理</b></li> </ul>
	<p>▶ <b>思い出の品、貴重品等</b> 写真、位牌、賞状、手帳等の思い出の品及び貴重品(金庫、財布、通帳、印鑑、貴金属)等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄ではなく保管</li> <li>・<b>貴重品は、警察への届出が必要</b></li> </ul>

# 災害廃棄物の種類ごとの処理対応策

分別を徹底し、廃棄物の減量・再資源化を進めます。

## ◆災害廃棄物

区単独で対応せずに、特別区一体で対応します。

区は、収集・運搬を行い、必要に応じて**一次仮置場**に運搬します。特別区は、災害の規模により、**二次仮置場**、**資源化物一時保管場所**の設置を検討します。被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみや廃家電等の片付けごみは、区等が設置する**地区集積所**へ排出します。

また、災害に関係ないごみ（便乗ごみ）を災害廃棄物として排出することはできません。

## ◆避難所ごみ、生活ごみ

区民のみなさんと協力しながら、避難所でも家庭でも分別を徹底します。

### 収集・運搬の優先順位

- 優先順位：**高い**（例：**マスク**、**紙おむつ**、**生ごみ**・**残飯類**等）…  
➔ 感染性廃棄物を含む衛生面の対策が必要なもの、腐敗しやすい物を優先します。
- 優先順位：**低い**（例：**陶器**・**ガラス**・**金属ごみ**、**資源化物**等）…  
➔ 衛生面に支障の少ない物は、被災状況により、家庭での暫定的な保管をお願いする場合があります。



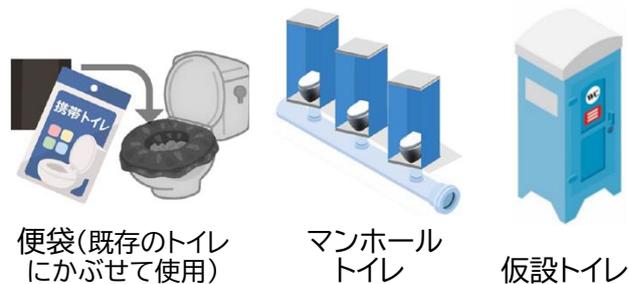
### 排出時の分別と排出ルール

- 平時も災害時も、家庭でも避難所でも、**分別**は必要です。災害後の収集では、今までの分別区分を変更することも検討します。
- 災害時も排出ルールを守る必要があります。

## ◆し尿

区、清掃一組等の協働で行います。

プール、雨水貯留槽、防災井戸等で確保した水による下水道機能の有効活用を基本とし、可能な限り水洗トイレを使用します（不足の場合は仮設トイレ等を利用）。



便袋(既存のトイレにかがせて使用)

マンホールトイレ

仮設トイレ

(各イラストは「東京トイレ防災マスタープラン」抜粋)

# 仮置場の設置

仮置場は、積み替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底を図るため設置します。また、再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地となります。

- ◆主な候補地は
- 公共未利用地
  - 区立公園
  - 区立施設で活用できる場所 等

公園等の区有地で必要面積が不足する場合は、区有地以外の用地の活用・借用も検討します。



◆設置の際は

被災状況により仮置場の必要面積を推計し、関係各課と調整の上で速やかに候補地から設置場所を決定します。

種別	定義(機能等)	設置主体	設置時期
① 応急集積場所	・救助活動、緊急道路の障害物除去作業により収集したがれきを仮置きする場所です。	区	24時間以内～
② 地区集積所	・区民が自ら片付けごみなどを搬入する集積所です。	区、地域住民	24時間以内～
③ 一次仮置場	・主に、被災現場から排出される片付けごみを一時的に保管する場所です。	区	72時間後～3年
④ 二次仮置場	・主に、解体廃棄物の再資源化等、適正な中間処理(破碎・選別等)を行うために整備する場所です。	特別区、清掃一組	3週間後～3年
⑤ 資源化物一時保管場所	・破碎等の処理が終了し、資源として再利用が可能になった災害廃棄物を必要に応じて一時的に保管しておく場所です(二次仮置場の中に併設を想定)。		

## 区が設置する地区集積所、仮置場

### ② 地区集積所

区民のみなさんが自ら、片付けごみを搬入します。

〈候補地:ごみの集積所や比較的住宅地に近い場所(区立公園等のオープンスペース)〉

### ③ 一次仮置場

災害廃棄物の集積だけでなく分別や破碎等の作業を行うことも考慮します。

〈候補地:住宅地からの距離と広い面積をできるだけ確保可能な場所〉

## ◆仮置場の環境保全のために

仮置場設置後は、飛散防止策、臭気・衛生対策、火災防止対策、不適正搬入防止等の対策を実施して運営管理を行います。また、周辺的生活環境の保全等に努め、必要に応じて、大気、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを実施します。



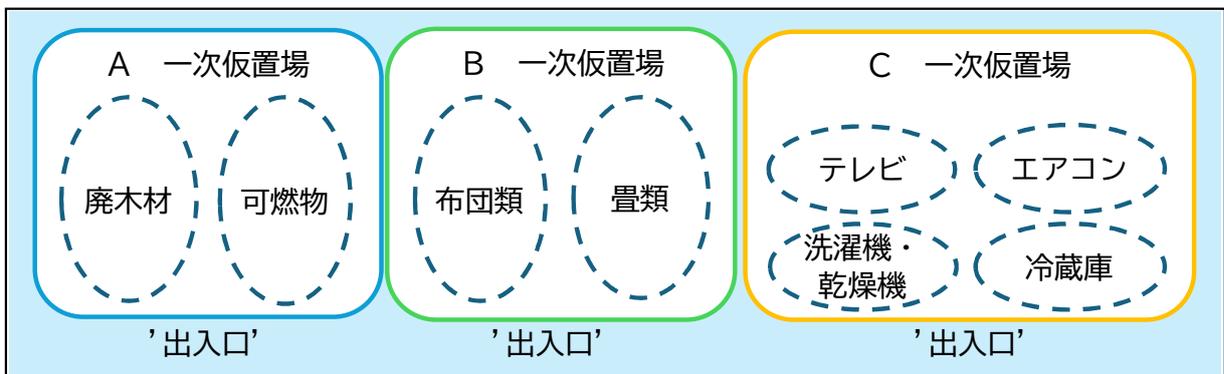
仮置場と周辺の環境を守るため、さまざまな対策を実施し、閉鎖後は土地の原状復旧を行います。

# 仮置場では、初期段階から分別を徹底します

膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するためには、**初期段階からの分別が必須**です。被災状況や仮置場の規模等によっては、**搬入する災害廃棄物の種類を事前に区分**します。

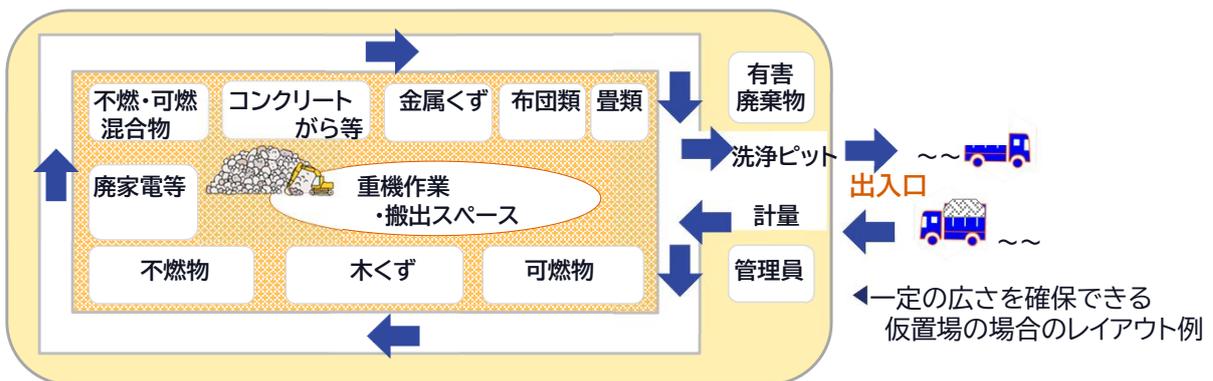
## 仮置場の分別区分・レイアウト例

- 多種類の分別区分を設けるのが難しい**比較的小規模の公園等**では
  - ➔ 地域内に複数箇所の仮置場を設置して、集積する災害廃棄物の種類をあらかじめ区分して定め、分別を徹底します。
  - ▼地域内に、一次仮置場A(廃木材、可燃物)、B(布団類、畳類)、C(廃家電類)を設置するレイアウト例



廃家電類: テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫など  
※家電リサイクル法対象4品目とその他の家電類は分ける

- 仮置場内で多種類の分別区分を設けられる**広さを確保**できる場合は
  - ➔ スペースに応じて区分し、動線は**時計回りの一方通行**とします。



ごみのんと  
事例に  
学ぼう



## 分別収集と仮置きの徹底で処理費用を削減 ～ 宮城県東松島市 ～

宮城県東松島市※では、東日本大震災後、通常の一般廃棄物300年以上もの災害廃棄物が発生しました。そこで分別を徹底し、14品目(木材、プラスチック、タイヤ、紙、布、畳、石、コンクリート類、家電、家電4品目、鉄類、有害ごみ、処理困難物、土砂)に分けて仮置場に保管し、さらに手作業により19品目に選別した結果、**リサイクル率は97.7%**(津波堆積物を含めると**99.2%**)に。**処理費用の削減**や**雇用の創出**につながりました。

※東松島市:津波で市街地の約65%が浸水(災害廃棄物は約326万t)。被災地支援業務には中野区からの派遣職員も従事しました

# 災害廃棄物対策の必要な情報の入手のために

ごみや資源の情報は、発災後もさまざまな手段を組み合わせ  
て発信します。

## ◆災害廃棄物対策に関連する情報の例

平時

- 中野区災害廃棄物処理計画  
※計画の全文の冊子は、区ホームページに掲載
- 災害後に排出される、ごみの**事前の発生抑制対策等**  
※日頃の防災対策等を含め「中野区民防災ハンドブック」等で確認できる



発災後

- 災害廃棄物の収集の**優先順位**
- 仮置場の情報**（設置の有無、分別区分、開設時期、住民の搬入可否）
- 被災家屋の解体・撤去に関する手続き（**公費解体等**※）など  
※公費解体:災害で損壊した家屋の解体は原則として所有者の責任で行いますが、災害の規模により国が特例措置として、**区市町村が行う損壊家屋の解体実施分の費用を負担する制度**

## 平時・発災後の情報発信手段の例



- 電子で→
- 区ホームページ** <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>
  - 防災情報メール**
  - SNS**
  - ごみ分別アプリ**



アプリのご案内  
…はこちらから▶



- 紙面で→
- なかの区報**
  - 資源とごみの分け方・出し方**
  - チラシ**（各種の印刷物）
  - 掲示板**（まちの中、避難所、仮置場等）



- 放送で→
- 広報車**
  - 防災行政無線スピーカー**
  - ケーブルテレビ**
  - プレスリリース**（テレビ・ラジオ等）



など



中野区災害廃棄物処理計画(概要版) 令和8(2026)年3月改定 (7中環ご第1045号)

編集・発行 中野区環境部ごみゼロ推進課 (〒165-0024 中野区松が丘1-6-3 リサイクル展示室内)

電話:03-3228-5563 FAX:03-3228-5634

電子メール:gomizero@city.tokyo-nakano.lg.jp